年頭の辞

北海道医師国民健康保険組合
理事長　長　瀬　　清

明けましておめでとうございます。

コロナ禍の中で､組合員の先生方をはじめとして、ご自身の感染リスクをかえりみず、日々、患者さんのために真摯にご対応をいただいた皆様に、心から感謝いたします。また、平素より当組合の事業運営に格別のご支援並びにご協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の発生から、２年が経とうとしています。当初はこれほどまでに長く続くとは思いもしませんでしたが、数度にわたる緊急事態宣言と自粛要請、そしてワクチン接種などの対策が行われてきた結果、第５波が収まり、日本での感染者数が大きく減少しました。しかしながら、南アフリカで見つかった新たな変異株であるオミクロン株が日本でも確認されるに至り、このまま終息に至ることができるのかという不安が出てまいりました。新しい年を迎えるにあたり、何事もない一年となることを祈念するばかりです。

さて、当組合の財政状況につきましては、平成28年度からの国庫補助率の削減と令和元年後半からの高額レセプトの増加という逆風がございましたが、平成29年度から保険料の段階的な引き上げをさせていただいたこともございまして、単年度黒字を維持できており、令和３年度の事業運営につきましても順調に推移をしております。

しかしながら、平成26年に「オプジーボ」が保険収載されてから、次から次へと超高額な薬剤が保険収載されるに至っています。当組合での事例はまだありませんが、他の国保組合で「キムリア」を使用して3,000万円を超える高額レセプトが、健保組合が加盟する健保連では、「ゾルゲンスマ」を使用して１億6,000万円を超える高額レセプトが出る事例が報告されています。新しい技術、薬剤が認可されることは、医療者や患者に福音をもたらすものですが、保険者にとっては、財政的に組合の存続にかかわるような問題が発生する懸念が生じております。

また、財務省の財政制度等審議会が５月に取りまとめた財政健全化に向けた建議の中で、所得の高い国保組合への補助の廃止を含めた見直しにふれたことにより、令和２年度で終了をしたこの問題が再燃する懸念も出てまいりました。

いずれも当組合独自で解決できる問題ではなく、47都道府県医師国保組合で設立した全国医師国民健康保険組合連合会や日本医師会、全国国民健康保険組合協会と連携をして、対応にあたってまいりたいと思っております。

令和４年度の事業運営は、蓄積された財産があり単年度黒字を維持した事業運営が出来ていることから、令和３年度の事業運営を踏襲し、保険料は、１人当たり法定負担額に応じて変動する後期高齢者支援金等賦課額と介護納付金賦課額を除き、令和３年度と同額で対応をしてまいります。また、厚生労働省から検討中であることを示されている未就学児への均等割保険料の軽減措置は、国からの正式な通知の内容にそって､対応をする方向で考えております。

国は、人生100年時代として健康寿命の延伸を掲げ、保険者インセンティブ制度として支援することにより、保健事業の更なる推進を求め、医療費適正化を推進しております。

当組合では、第２期データヘルス計画、第３期特定健診・特定保健指導実施計画により、組合員・被保険者の皆様方の重症化予防を目的とした「健康増進事業」について、積極的に推進をしているところですが、未だ実績が伴っておりません。新たに従業員への労働安全衛生法に基づく事業所健診の記録の写しの申し受けや訪問指導を活用した特定保健指導の実施などに取り組むほか、コロナ禍で中断をしていた休日健診等が可能な医療機関の確保を推進してまいりますので、是非、１年に１度は健康診断を受診していただけるようお願い申し上げます。

最後となりますが、組合員をはじめ被保険者の皆様のこの一年のご健勝とご多幸をお祈り申し上げますと共に、今後とも組合員各位の組合運営に対する特段のご理解とご協力を賜りますようお願いし、年頭のご挨拶といたします。

新春雑感　-令和４年-

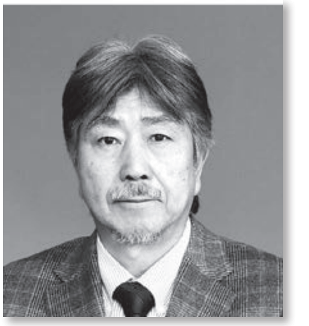

北海道医師国民健康保険組合
組合会議長　佐藤　信清

新年明けまして、おめでとうございます。組合員の皆様ならびに御家族の方々におかれましては、コロナ禍の厳しい昨今ではありますが、お健やかに初春をお迎えのこととお慶び申し上げます。まず日頃から道医師国民健康保険組合の事業運営にあたり、皆様のご協力に感謝いたします。同組合もご承知のように、組合員の減少、高齢化をはじめとして、とりまく環境はますます厳しさを増しています。このような状況のもとですが、何とか前年度も単年度黒字を計上することができており、不測の事態がない限り、少なくとも数年間は、組合の健全な運営の見込みが立っています。これからも、組合員皆様をはじめとして、役員の諸先生、事務局の方々のご指導、ご協力をお願いし、会の運営に携わっていく所存であります。

さて、昨年は、まさにコロナに始まりコロナで終わった一年といっても過言ではありませんでした。まず初めに、新型コロナ感染症治療の最前線でご苦労されている皆様に、感謝を申し上げたいと思います。この原稿の執筆時（11月）では、世界各国の感染拡大は気になりますが、８月末の第５波のピーク以降、徐々に感染者数は減少し、かなり落ち着いた状態が続いています。その要因として、ワクチン接種の効果はかなりあると思われますが、はっきりとした要因は不明です。もちろん第６波の感染拡大は心配ですが、ウイルスそのものが弱毒化しているような気がします。それにしても、これまでの政府の新型コロナ感染に対する対応には多くの疑問が残りました。もちろん、答えのない極めて微妙な対応を取らざるを得ないのはわかりますが、Go Toトラベルによって感染が拡大したのかどうかの評価や４回にわたった緊急事態宣言の効果に対する評価など、適切になされていないように思えます。専門家といわれる方々も、感染の恐怖をあおるような発言ばかりが多くみられ、その是非についての評価も不十分ではないかと思われます。日本中が一種のヒステリー状態と化した感があり、マスコミがそれに拍車をかけていくといった異常な状態が続いていました。ここでもう一度、これまでの感染対策の総括をきっちり行い、EBMと同じような観点から次の流行拡大への的確な備えとしていただきたいと思います。

新型コロナ関連としては、昨夏、ほとんどが無観客で敢行された東京オリンピックの記憶も新しいところですが、その開催もかなり危ぶまれていました。しかし関係者の多大な努力の結果、感染拡大を招くことなく無事成功裏に終了することができました。その開催に反対を声高に叫んでいた人々やマスコミは、いざ大会が始まり盛り上がってくると見事な手のひら返しを見せ、ほぼ日本中が熱狂し、忘れがたい思い出を残してくれました。私のオリンピック観戦歴の中で最も記憶に残るものといえば、これまでミュンヘンでの男子バレーボール日本対ブルガリア戦、リオでの男子テニス錦織圭対モンフィス戦などがあげられますが、今回、卓球ミックスダブルス準々決勝水谷、伊藤ペア対ドイツペアの一戦は、忘れることのできない感動と興奮を与えてくれました。窮地に追い詰められてからの逆転劇は、どのスポーツにおいても強烈なインパクトを与え、日常の活力の源と支えになるような気がします。

続いて、再びコロナ感染がらみですが、私は耳鼻咽喉科の一開業医ですが、この一年の受診抑制は悲惨の一言に尽きます。この新型コロナの流行で、一番打撃を受けたのが小児科と耳鼻咽喉科であることは周知の事実ですが、流行前の状態に戻る予測は全く立ちません。仲の良い小児科の先生や耳鼻科の開業医仲間とお互いに慰めあう日々が常態化しています。困るのは、暇もそれなりに慣れてきてしまい、食っていけるからいいやと達観している自分がいることです。

流行の初期には武漢発の流行は確実であり、ウイルス研究所からの感染拡大が原因ともいわれていましたが、その後はChinaの隠蔽工作もあってか、変異ウイルスの流行が、どこからどのような経緯で拡大していったのかは不明のままです。今後も、同じような新種のウイルスのパンデミックが、再び起こる可能性は否定できないと思われます。かかる事態を想定して、国際間の協力の下で詳細な原因究明と再発防止策を講じてもらいたいものです。

思いつくまま雑文を連ねてきましたが、やはりコロナに始まりコロナで終わってしまいました。最後になりましたが、医師会員、医師国保組合員の皆様、ご家族のご健康とご多幸を。そして、新しい年が皆様にとって佳き年であり、コロナを克服した明るい一年となることを祈念して、新年のご挨拶とさせていただきます。

道医師国保組合のお知らせ

『課税所得控除国民健康保険料証明書』を発行します

令和３年分の確定申告時期は、令和４年２月16日（水）から３月15日（火）までです。

組合では、令和３年１月から令和３年12月までの１年間に納付された保険料の『証明書』を令和４年１月11日付けで発行し、送付いたしますので、**大切に保管してください。**

なお､従業員（准組合員）およびその家族が当組合の被保険者になっている組合員の方は、従業員（准組合員）およびその家族の保険料も含まれた金額の合計額を証明していますので、申告を行う際には、必要に応じて調整願います。

照会先：〒060-0042
札幌市中央区大通西６丁目 北海道医師会館６階
北海道医師国民健康保険組合：会 計 係
TEL 011-271-7471

道医師国保組合のお知らせ

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金について

当組合の被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染し労務に服することができなくなった方（支給要件に該当される方）への傷病手当金の支給の適用期間は、令和２年１月１日～令和３年12月31日となっておりました。

この度、国から新型コロナウイルス感染症に感染した被用者の傷病手当金の支給に対する財政支援の対象期間について、令和４年１月１日から令和４年３月31日の間に感染し労務に服することができない期間についても支援の対象とすることの通知がありました。

それに伴い、当組合の新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給の適用期間も令和４年３月31日まで延長します。

なお、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給については、組合ホームページにも掲載しておりますので、ご覧ください。

＊北海道医師国民健康保険組合ホームページアドレス
http://www.hokkaido.med.or.jp/kokuho/

道医師国保組合お知らせ

人間ドック等健康診査利用のご案内

助成金の請求は令和４年３月末日迄です
健康診査または特定健康診査を受けていない方
ぜひ受診しましょう！

――― 特定健診の受診は、自家健診でもＯＫ ―――

＜利用の事前申し込み不要、健診後に助成金を請求＞

北海道医師国民健康保険組合では、保健事業として健康診査に対する助成事業を実施しております。組合員および被保険者の方の健康管理の一環として年1回は健康診査を受診いただき、助成事業をぜひご利用願います。

なお、特定健康診査の対象（40～74歳まで）の方が「健康診査」を受診される際には、必ず「特定健康診査基本項目」の受診をお願いいたします。

簡易人間ドックなど「特定健康診査基本項目」が全て含まれている健康診査を受診された場合は、改めて「特定健康診査」を受診する必要はありません。

すでに健康診査を受診された方は、助成金交付の請求書に添付書類を添えて組合へお送りください。

項　　　目	入院人間ドック （１泊２日以上）	簡易人間ドック （１日または半日含む）	特定健康診査
1．利用者の範囲	本組合に加入の組合員および被保険者		本組合に加入の組合員および被保険者で40～74歳までの方
2．利用する医療機関	入院人間ドックを常設している医療機関	簡易人間ドックを実施している医療機関 （自家健診可）	特定健康診査を実施している医療機関 （自家健診可）
3．助成金限度額	組合員　８万円 家族・准組合員　３万円 （特定健康診査の費用を含む）	組合員　５万円 家族・准組合員　３万円 （特定健康診査の費用を含む）	基本健康診査　7,830円 貧血検査　920円 心電図検査　1,630円 眼底検査　1,230円 血清クレアチニン検査　130円
4．請求用紙	「健康診査助成金交付請求書（様式第１号）」 または 「組合員の同意による健康診査助成金交付請求書（様式第３号）」		特定健康診査（自家健診） 振込口座届出書

（注意）

1．助成金の対象とならない方

・社会保険、都道府県等国保などに加入の方

2．特定健康診査対象者の方に特定健康診査費用分をお支払いできないケース

・脳ドックなど、特定健康診査の「基本的な健診項目」が入っていない検査を受診された場合

・特定健康診査の「基本的な健診項目」が不足している場合（未実施の場合）

※後日、特定健康診査の「基本的な健診項目」および不足項目を受診した場合は特定健康診査費用分をお支払いいたします。

3．請求について

請求用紙
- ・『健康診査ガイドブック』の請求書等の様式
- ・本組合のインターネットホームページに掲載の様式
  - ＊組合ホームページアドレス
    http://www.hokkaido.med.or.jp/kokuho/
    （助成金請求書の他、特定健康診査用入力票・質問票も掲載）
- ・本誌の「様式」頁のコピー

1）組合員が組合へ請求する場合

提出書類：「健康診査助成金交付請求書」（様式第１号）・検査項目・領収書
特定健康診査用入力票（又は健診結果の写し）・質問票

※自己の開設または勤務する医療機関で健康診査を実施した場合は、領収書に代えて金額が分かる書類（各検査項目の料金を記載したものなど）を添付してください。

2）健康診査実施医療機関が、組合員の同意を得て助成金を請求する場合

提出書類：「組合員の同意による健康診査助成金交付請求書」（様式第３号）
検査項目・金額が分かる書類（実施機関の請求書など）
特定健康診査用入力票（又は健診結果の写し）・質問票

※上記１）および２）で特定健康診査用入力票・質問票の添付が不要な場合

・40歳未満または75歳以上の方

・検査項目に特定健康診査基本項目が含まれていない場合

・特定健診の受診券を医療機関へ提出された方

3）自己の開設または勤務する医療機関で特定健康診査のみ実施した場合

提出書類：特定健康診査（自家健診）振込口座届出書
特定健康診査用入力票・質問票

◎ 健康診査のほか、「インフルエンザワクチン接種」・「歯科健診」の助成も行っております。

インフルエンザワクチンの接種をされた方は、「インフルエンザワクチン接種助成金交付請求書」によりご請求ください。

詳しくは、「健康診査ガイドブック」をご覧ください。

ご不明な点がありましたら、連絡先までお問い合わせください。

連絡先：〒060-0042
札幌市中央区大通西６丁目 北海道医師会館６階
北海道医師国民健康保険組合（総　務　係）
TEL 011-271-7471

様式第１号

健康診査助成金交付請求書

<table>
<tr><td colspan="2">被保険者証又は
組合員証の番号</td><td colspan="6">道医　　　　一　　　　　　　　　号</td></tr>
<tr><td colspan="2">健康診査を
受けた者の氏名</td><td></td><td>生年
月日</td><td>年　　月　　日
（健診時の年齢　　歳）</td><td>種別</td><td>組合員
家　族
準組合員</td></tr>
<tr><td colspan="2">受けた健康診査の種類</td><td colspan="3">１．入院人間ドック（1泊2日以上）</td><td colspan="2">２．簡易人間ドック（１日又は半日を含む）</td></tr>
<tr><td rowspan="6">健康診査を実施した医療機関記入欄</td><td>健康診査を
実施した医療機関</td><td colspan="5">下記のとおり検査を実施したことを証明します。
所在地
名　称</td></tr>
<tr><td>担当した医師</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>健康診査を受けた年月日</td><td colspan="5">令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>検査項目</td><td colspan="5">別紙明細のとおり。
※検査項目等がわかる書類（パンフレットの写し等でも可）を添付願います。</td></tr>
<tr><td>がん検診に係わる
検査項目の実施状況</td><td colspan="5">１．実施している（実施項目に○印を記入）
・胃内視鏡検査　・胃部ｴｯｸｽ線検査　・便潜血検査
・胸部ｴｯｸｽ線検査　・胸部ｴｯｸｽ線検査及び喀痰細胞診
・子宮頸部の細胞診　・乳房ｴｯｸｽ線検査（ﾏﾝﾓｸﾞﾗﾌｨ）
２．実施していない</td></tr>
<tr><td>特定健康診査
受診券提出状況</td><td colspan="3">１．提出あり　連合会請求金額　　　　　円</td><td colspan="2">２．提出なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">健診料金</td><td colspan="6">＿＿＿＿＿＿円　　※領収書を添付願います。</td></tr>
</table>

上記のとおり健康診査を受けたので、助成金の交付を請求します。

令和　　年　　月　　日

組合員（医師）　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

北海道医師国民健康保険組合理事長　様

（組合員の口座）

<table>
<tr><td>送金先</td><td>銀行・信用金庫　　　　　支店
口座種別　普通 ・ 当座 ・ 貯蓄　　口座番号
（ﾌﾘｶﾞﾅ）
口座名義</td></tr>
</table>

＊組合使用欄	交付決定額	円

※添付書類：領収書、検査項目、40歳～74歳の方は健康診査結果写し（又は特定健康診査用入力票）と質問票も添付

※自己の開設又は勤務する医療機関で実施した場合：領収書にかえて各検査項目の金額がわかる書類の添付でも可

※請求期限：健康診査を受けた年度末（3月31日）まで

2021.6.1

様式第３号

組合員の同意による健康診査助成金交付請求書

被保険者証又は組合員証の番号	道 医　　　　ー　　　　　　　号
健康診査を受けた者の氏名	生年月日　　年　月　日（健診時の年齢　　歳）　種別　組合員 家族 準組合員
受けた健康診査の種類及び限度額	1．入院人間ドック（1泊2日以上）　限度額（組合員 80,000円、家族・准組合員 30,000円） 2．簡易人間ドック（1日又は半日を含む）　限度額（組合員 50,000円、家族・准組合員 30,000円）
健康診査を実施した医療機関の名称	
担当した医師	
健康診査を受けた年月日	令和　年　月　日　～　令和　年　月　日
検査項目	別紙明細のとおり。（検査項目等がわかる書類を添付願います。）
がん検診に係わる検査項目の実施状況	1．実施している（実施項目に○印を記入） ・胃内視鏡検査　・胃部ｴｯｸｽ線検査　・便潜血検査 ・胸部ｴｯｸｽ線検査　・胸部ｴｯｸｽ線検査及び喀痰細胞診 ・子宮頸部の細胞診　・乳房ｴｯｸｽ線検査（ﾏﾝﾓｸﾞﾗﾌｨ） 2．実施していない
特定健康診査受診券提出状況	1．提出あり　連合会請求金額　　　円　　2．提出なし
請求金額	円（健診料金　　　　円）

※助成金交付について、健康診査実施医療機関が組合員の同意を得て助成金を請求する場合は、下記の欄に健康診査を受けた者に関わる組合員の同意書署名を記載願います。

組合員の同意書	上記の者の助成金について、実施をした下記の健康診査実施医療機関に組合より助成金を支払われることに同意します。 令和　年　月　日 組合員（医師）　住所 氏名　㊞

上記のとおり検査を実施したことを証明し、助成金の交付を請求します。

令和　年　月　日

健康診査実施医療機関　所在地

名称　㊞

北海道医師国民健康保険組合理事長　様

送金先	銀行・信用金庫　　　支店 口座種別　普通・当座・貯蓄　　口座番号 （ﾌﾘｶﾞﾅ） 口座名義

＊組合使用欄	交付決定額	円

※添付書類：領収書、検査項目、40歳～74歳の方は健康診査結果写し（又は特定健康診査用入力票）と質問票も添付

※自己の開設又は勤務する医療機関で実施した場合：領収書にかえて各検査項目の金額がわかる書類の添付でも可

※請求期限：健康診査を受けた年度末（3月31日）まで

2019.5.1